

◆ 全ての建設事業者の方へ

皆さまの益々の事業発展のために  
**ご存知ですか？**

「建設業に若い人が入職してこない」この事は、事業主の皆さんが感じている事だと思います。政府は、若者入職者の減少に危機感を持ち、これを解決する為「建設産業の再生と発展のための方策2011」を打ち出しました。

建設業の皆さんの経営実態を無視し、「社会保険がないから若い人が入職しない」と位置づけ、未加入事業所への強制的な加入を推し進めて行く事になりました。

**国は動き始めています**  
**社会保険の強制加入に**

すでに動きだしている  
**行政指導**

書類提出時に未加入の場合、県の指導書が送られる。

千葉県知事 鈴木 寛  
指 導 書

法（昭和24年法律第100号）  
建設業許可更新申請において、保険料未納事業所に加入していないこと  
は、速やかに当該保険加入を促すこととし、健康保険等

「方策2011」内容要旨

- ①建設業許可業者は社会保険加入率100%とする
- ②社会保険未加入の事業所や労働者の現場入場拒否
- ③国の加入指導に応じない場合、最大2年の社会保険料の強制徴収
- ④労働者個人の就労履歴システムの構築
- ⑤工場発注時、見積りに法定福利費\*の別枠での明示、積算の徹底

\*法定福利費…事務所が従業員のために負担する社会保険・労働保険などの福利厚生。

**社保未加入企業のみを問題視した、一面的な対策は次の問題を招きます**

問題

1

社保加入に際して法定福利費がきちんと確保されずに推移すれば、下請や零細な事業者の経営は立ち行かなくなります。

問題

2

中小事業所が保険料の負担から免れるために、事業の継続上不本意ながらも、社員の外注化を強める危険性があります。

くわしくは、裏面をご覧ください。



# 対象はすべての建設事業所 未加入事業所には重い行政指導が入ります

## 1 保険加入を5年間で推進し、 未加入事業所は現場から排除

対象は**建設業を営むすべての事業所**となっています。国交省は、厚生年金、健康保険（建設国保（中建国保）を含む）、雇用保険の3保険の加入促進を5年間（2012～2017）で徹底し、**未加入事業所については公共・民間工事を問わず排除**していくことを表明しました。

## 2 すでに動きだしている行政指導

- ① 建設業許可・更新時の加入状況確認。
- ② 建設業担当部局による工事現場の立入検査。
- ③ 経営事項審査で未加入企業の減点幅が拡大。3保険すべてに未加入の場合、現行▲60点から、改正後▲120点に。
- ④ 元請企業による下請指導（施工台帳提出時の3保険加入状況報告書提出）。
- ⑤ 法定福利費の確保（現状では、見積時の「別枠明示」）。

## 3 指導書を無視したり、加入逃れをする事業所 には、営業実態を無視した厳しい対応も

- ① 建設業法違反で最大1年間の営業停止処分
- ② 厚生年金法違反で懲役6カ月または罰金50万円、厚生労働省より事業所名の公表
- ③ 特定建設業が元請の現場からの排除
- ④ 公共工事現場からの排除
- ⑤ 最大2年間さかのぼって強制適用し、保険料の徴収

## 4 ゼネコン・大型現場ではどんな動きに?!

『方策2011』には元請からの下請に対する指導項目や再下請通知書の作成例、保険加入に向けて下請が果たすべき役割なども明記されています。

- ① 元請が保険加入状況を確認：再下請通知や作業員名簿の活用
- ② 労働者の使用形態の適正化：労働者と一人親方（請負者）の明確化

## 法定福利費の確保は元請企業の責任です

千葉土建



## 25年を超える大手企業との交渉を生かして…

### 主な交渉先

大成建設・竹中工務店  
大林組・清水建設・鹿島建設  
フジタ・熊谷組・鴻池組  
前田建設工業・五洋建設  
西松建設・戸田建設・奥村組  
銭高組・三井住友建設  
東洋建設・松井建設  
東亜建設・鉄建建設  
東急建設・飛島建設  
ピーエス三菱・三機工業  
ダイダン・安藤建設・NIPPO  
三井ホーム・住友林業  
きんでん・大東建託  
ミサワホーム・パナホーム  
大和ハウス・積水ハウス 他

### 千葉土建は大手企業とも対等です

毎年春と秋に大手企業との交渉を行い、法定福利費の別枠支給獲得に向け、交渉を行っています。

昨年秋の交渉では多くのゼネコンから、「別枠での明示を検討している」という回答を引き出しました。

### 1次業者の団体「建設産業専門団体連合会」も

建専連の才賀会長も「ゼネコンから真水（お金）が下りてこなければ、社会保険をかけられない」と中小下請け業者と同じ考えを示しました。

業界全体で声をあげ、法定福利費の別枠明示、別枠支給を千葉土建は要求し続けます。

### 事業所の総合的な対策は、千葉土建に相談を

千葉土建は各種社会保険・建設業許可・経営事項審査の各種手続きを皆さんの実態に合わせてお手伝いいたします。組合に加入のうえ、具体的な相談・事務作業をすすめましょう。

千葉土建一般労働組合

〒260-0002 千葉市中央区旭町17-3

Tel.043-202-1311 Fax.043-202-1312

URL <http://www.chiba-doken.or.jp/>  
Mail [soudan@chiba-doken.or.jp](mailto:soudan@chiba-doken.or.jp)